

「豊ヶ丘第1公園」の一部廃止について

令和5年9月13日 公園緑地課

○案内図と経緯

令和3年度 豊ヶ丘第1公園内で、鉄塔建替工事

目的：老朽化への対応

施工者：電源開発送変電ネットワーク株式会社(以下、電源開発とする)

→ 建替に伴い、鉄塔が大型化
大型化に伴い、鉄塔の用地確保の必要が生じた

→ 用地の払下の検討



鉄塔大型化に伴い既存鉄塔敷地からはみ出た部分について、鉄塔用地へ転用の検討(鉄塔防護柵内)

<面積>

約192㎡程度

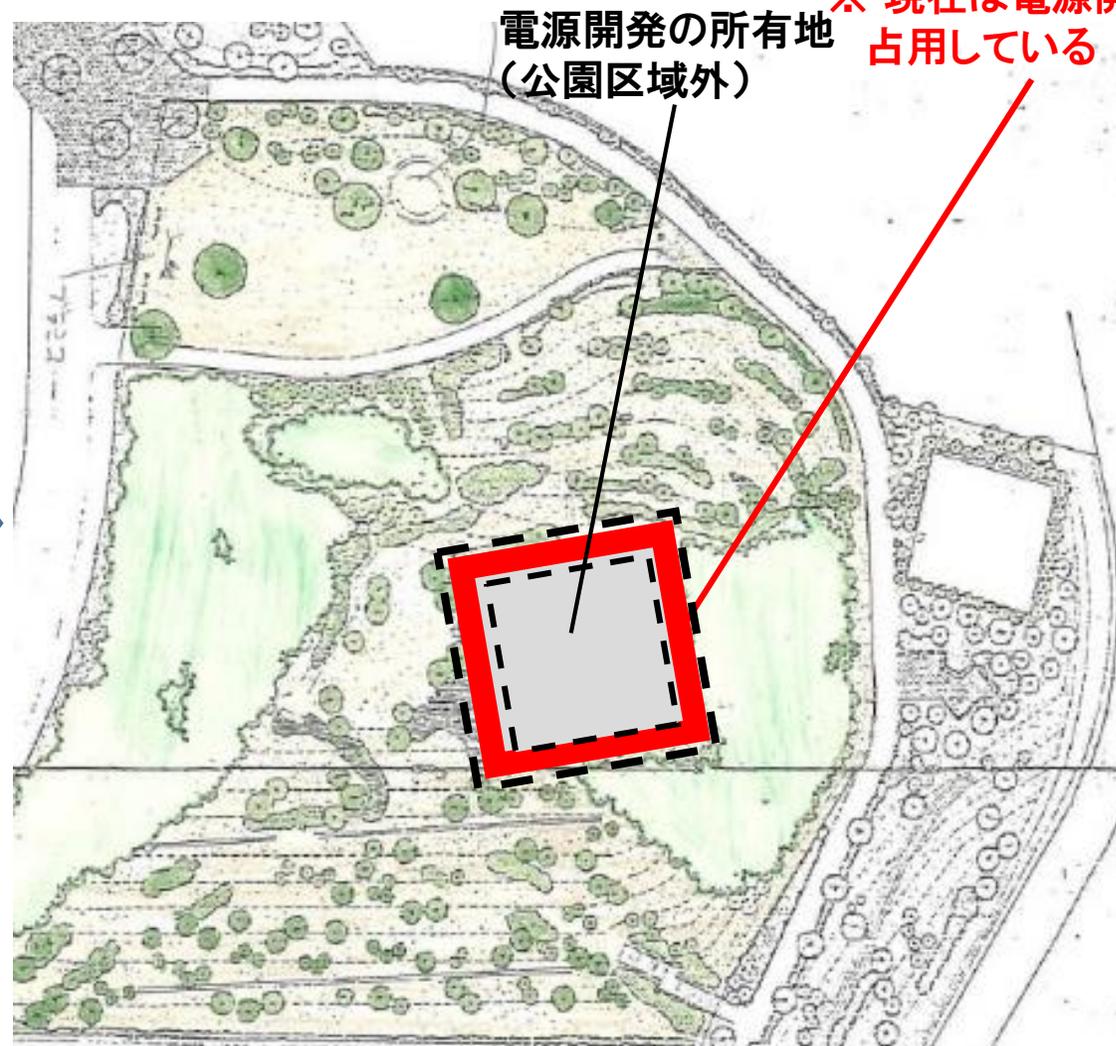
○経緯をふまえた方向性

公園用地を公園区域変更、用途廃止等を行った上で、電源開発に払い下げる

鉄塔建て替え工事前



鉄塔建て替え工事後 (鉄塔範囲の拡大)



○一部廃止の理由

- 都市公園の一部廃止 都市公園法第16条第1項に基づく
- 公共の利益となる事業に必要な土地の利用等について定めた土地収用法のなかで、公共の利益となる事業の用に供するため土地の収用が可能な事案の一つとして、電気事業法(昭和三十一年法律第百七十号)による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物が規定されている
 - ⇒ 電源開発による鉄塔のための土地利用はこれに該当する

○スケジュール(案)

令和5年8月30日～ 現地にて周知



令和5年9月13日 多摩市みどりと環境審議会



令和5年10月頃 一部廃止の決定、公園区域変更の告示



用途廃止の手続き



分筆



不動産鑑定



財産価格審議会



価格決定



払下決定通知



売買契約



令和5年度中 所有権移転登記